

第五次国有林野施業実施計画書

第四次変更計画

(東予森林計画区)

計画期間 [自 平成27年4月1日]
[至 平成32年3月31日]

[変更年月 平成31年3月]

四国森林管理局

第五次国有林野施業実施計画（東予森林計画区）の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程(平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号)第14条第2項に基づき変更する。

- ① 7月豪雨災害等により発生した崩壊地等の保全施設を施工し、また、密度調整が必要な保安林の整備を実施し、保安林機能の向上させるため。

【変更する項目】

4 治山に関する事業

※ 本計画書内の集計表に関して共通する注釈
単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。

4 治山に関する事項

位 置（林班）	区 分	工 種	計 画 量
1006、1020、1021、 1024、1036、1044、 1048、1063、1064	保安林の整備	その他 (森林整備)	247.91ha
		計	247.91ha
[1009、1010]、1011、 1060、1066、1068	保全施設	溪間工	5箇所 (31.60ha)
1066		山腹工	1箇所 (0.03ha)
		計	5箇所 (31.63ha)
計	保安林の整備	その他	247.91ha
		計	247.91ha
	保全施設	溪間工	5箇所
		山腹工	1箇所
		計	5箇所

注1：林班[]の区分は、事業評価の地区単位。

注2：保全施設の計は、溪間工・山腹工で重複する箇所は1箇所として集計した。

注3：災害復旧等緊急を要する場合には、計画箇所以外においても実行可能。